



福岡医発第 1303 号 (地)

平成 27 年 8 月 7 日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記につきまして、別添の通り福岡県新社会推進部より協力医療機関拡充のための推薦依頼が参りましたので、ご連絡致します。

本事業では、平成 25 年度「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設し、その協力医療機関として、北九州地区の 3 施設、福岡地区の 2 施設、筑豊地区の 3 施設、筑後地区の 5 施設の計 13 施設にご協力いただいておりますが、今回、急性期における性暴力被害者の負担を軽減する趣旨から、(産) 婦人科医療を中心とする協力医療機関の拡充を図ってゆきたいとのことです。協力医療機関の対応事項に関しては、別紙の通りです。

本件につきまして、本会では、8 月 6 日開催の第 15 回全理事会における協議の結果、各医師会へ推薦依頼を行うことと致しました。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、医療機関への周知、及び別紙要件を満たす医療機関の推薦についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関のご推薦は 9 月 30 日 (水) までをお願いいたく存じます。
- 2) 今回ご推薦いただいた医療機関には、福岡県新社会推進部生活安全課より担当者が医療機関へ連絡の上、直接事業等のご説明に伺うことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明

会長 廣瀬真恵

別紙協力医療機関の対応事項をご覧いただき、性暴力被害者支援事業についてご協力いただける医療機関がございましたら、9 月 18 日 (金) までに当医師会へご連絡ください。

推薦書

第 号
平成27年 月 日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

〇〇医師会
会長 〇〇 〇〇

性犯罪被害者支援事業における提携医療機関の推薦について（回答）

先に依頼がありました標題の件について、下記の医療機関を推薦いたします。

記

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()

27生安第1585号

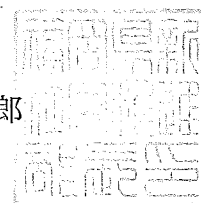
平成27年7月31日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県新社会推進部長 野田 誠一郎

(生活安全課)



性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦について（依頼）

平素より、本県の性暴力被害者支援事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、平成25年度に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、性暴力被害者の早期回復に向けた支援を行っております。

本事業の実施に当たりましては、当センターの開設以降、貴会に御支援をいただき、現在、13の医療機関の御協力により、性暴力被害者の診療等を行っていただいているところですが、被害者の利便性の向上など、ニーズに応じた支援を行うためには、さらに多くの医療機関における診療体制の確保が必要であると考えております。

つきましては、本事業に御協力いただける医療機関の推薦に関し、特段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成27年12月を目途に、当センターの相談時間を24時間とする予定ですが、医療機関には、可能な時間において、診療等への協力をお願いすることといたします。

連絡先

福岡県新社会推進部生活安全課

女性・子ども安全係 担当 津田、氏川

(電話) 092-643-3124 (FAX) 092-643-3169

(E-mail) ujikawa-t2959@pref.fukuoka.lg.jp

性暴力被害者支援事業の概要

1 事業の目的

県内の性犯罪の認知件数が高水準で推移している現状に鑑み、性犯罪被害の相談対応を一元的に行う体制を整備し、被害者の心身の早期回復に向けた支援を推進し、併せて警察への被害申告の促進・被害の潜在化防止を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の設置

- 事業主体：県、北九州市、福岡市
- 運営主体：公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センターに委託
- 開設日：平成25年7月30日
- 設置場所：非公表
- 相談時間：9時から24時（年末年始を除く） ※平成27年12月に24時間化
- 支援体制：専用電話を設置し、女性相談・支援要員を配置
- 支援内容
 - ・ 相談対応（電話、面接）
 - ・ 付添い支援（医療機関、警察署等）
 - ・ 医療面のケア、カウンセリング、弁護士相談、緊急的避難措置の支援
 - ・ 専門支援機関への連絡、紹介（女性相談所、児童相談所等）

(2) 医療機関との連携

産婦人科を中心とする医療機関との連携を図り、早期受診につなげる。

※ 協力医療機関 ～ 現在、県内13の医療機関に協力を得ている。別紙参照

(3) 急性期被害における公費支出

- 医療費
初回診療に係る医療費のうち、保険適用後の自己負担分を支出。
- 緊急宿泊施設費
自宅が被害場所となり、物理的、精神的に居住することが困難な場合に、ホテル宿泊費の一定額を支出（上限3泊）。
- カウンセリング及び弁護士相談費用
臨床心理士によるカウンセリング（上限一人3回）及び弁護士相談（一人1回）費を支出。

[性暴力被害者への対応]

性暴力被害者

相談(電話・面接)

(公社)福岡犯罪被害者支援センター

性暴力被害者支援センター・ふくおか

電話番号 092-762-0799

相談時間 9:00~24:00

平成27年12月
から24時間化

- 支援内容
- 電話・面接相談(女性相談員対応)
 - 医療機関、警察等への付添い
 - 専門支援機関等への連絡・紹介
(女性相談所、児童相談所等)
 - 公費支出の手続

警察

- 警察署
 - ・被害届受理、事情聴取等
 - ・警察の制度による公費支出手続 など
- 警察本部
 - ・犯罪被害者相談電話

婦人相談員設置機関

DV(性的暴力)

児童相談所

児童虐待(性的虐待)

弁護士

《公費支出》

- 法律相談(初回分)

臨床心理士

《公費支出》

- カウンセリング(上限3回)

一時入居施設

《公費支出》

- 緊急宿泊(上限3泊)

医療機関

協力医療機関

- ・24時間体制の救急医療機関等
(産婦人科医の診療)
- ・専用スペースの確保
- ・外傷等の診察
- ・緊急避妊、性感染症の検査
- ・証拠採取(膈内容物等)
- ・診断書の作成
- ・医療費の公費負担に係る
請求事務

《公費支出》

- 初診料(時間外・夜間診察料、特定療養費等含む)
- 処置料(初回診察時における一般的な検査、致傷等に伴う応急的な治療・投薬、膈内洗浄、外傷の確認等に必要な経費等)
- 性感染症検査費(医師が必要と認める検査の検査料で、後日検査に伴う再診料、検査結果を聞くため再受診する際の再診料を含む)
- 緊急避妊措置薬費
- 診断書代
- 人工妊娠中絶費(検査費、手術費、術後検診費、入院費、死産証明代)

協力医療機関の対応事項

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な行為であり、被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受け、様々な困難や苦しみに直面します。しかし、被害直後に適切な支援を受けることができれば、その後の心身の回復に大きく寄与するものと考えられ、医療機関の診療におきましても被害者の健康回復に重要な役割を担っています。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運用するにあたり、現在、県内13の医療機関に御協力をいただいているところですが、より近い医療機関を受診することにより、被害者の負担を軽減する趣旨から、県内各地に協力医療機関を拡充したいと考えています。

1 必須として御協力いただきたい項目

(1) 性感染症検査

HIV、淋病、梅毒、クラミジア等の検査。

(2) 緊急避妊措置等

緊急避妊薬の処方、人工妊娠中絶、膣内洗浄。

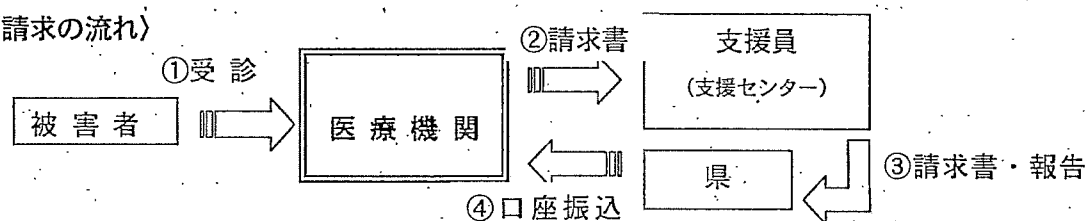
(3) 外傷等の診察、治療

膣内への挿入（陰茎、手指等）による膣内の裂傷、暴行とそれへの抵抗による身体の内出血、打撲、擦過、骨折等の負傷の應急的治療。

(4) 医療費の公費支出に伴う請求事務

急性期の性犯罪被害者の精神的・身体的負担の軽減や二次被害の防止のため、一定の条件のもと、医療費の一部を県が支出する制度です。

〈請求の流れ〉



2 対応可能な範囲として御協力いただきたい項目

(1) 待機場所の確保

他の患者の目に触れることのない待機場所の確保。

(2) 証拠資料の採取（捜査協力）

膣内容物、陰毛付着微物、直腸内容物、身体付着物の採取。

採取の際は、警察官が採取キットを持参のうえ医療機関に臨場し、医師に要領の説明を行った上で行います。

(3) 夜間診療

電話相談時間が午前0時までとなっていますので、夜間受診が必要となる場合があります。被害者が受診する際は、必ず支援員が付き添います。

※平成27年12月に、電話相談時間が24時間となる予定です。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の協力医療機関一覧

平成26年11月1日現在

医療機関名		所在地
北九州地区	公益財団法人健和会健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15番1号
	JCHO九州病院(旧九州厚生年金病院)	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
	ともおレディースクリニック	豊前市大字久松8-1
福岡地区	済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46
	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1
筑豊地区	飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83
	社会保険田川病院	田川市上本町10-18
	田川市立病院	田川市大字糺1700番地2
筑後地区	地方独立行政法人大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2丁目19番地1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院	久留米市櫛原町21番地
	社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120番地
	深川レディースクリニック	久留米市田主丸町田主丸1-28
	医療法人社団高邦会高木病院	大川市酒見141-11

性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営について

1 概要

(1) 目的

県内の性犯罪の認知件数が高水準で推移している現状に鑑み、性暴力被害の相談対応を一元的に行い、被害者の早期回復に向けた支援を推進するため、平成25年7月30日に開設。

(2) 支援対象

性暴力の被害者

(強姦・強制わいせつ《未遂・致傷を含む》に相当する被害者)

※ 警察への被害届の有無や性犯罪として取り扱われたかは問わない。

※ 配偶者からの性暴力や、児童に対する性虐待も対象。

(3) 支援内容

①電話相談(女性相談員が対応)。必要に応じて本人との面接相談を実施。

②医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。

a 医療的な支援が必要な場合、相談員が付き添って、医療機関受診

b 警察への付添を希望する場合、付添支援を実施

c 精神的なケアが必要な場合、カウンセリングを実施

d 法的な支援が必要な場合、弁護士相談を実施

e 専門的な支援が必要な場合、女性相談所、児童相談所などの専門機関に連絡・紹介を行い、必要な支援を調整

③被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。

a 医療費の自己負担分(初診料、処置料、緊急避妊措置薬費等)

b 緊急宿泊費用(自宅が被害現場の場合等)

c カウンセリング費用

d 弁護士相談費用

※ 警察へ被害申告した場合には、警察の公費支出制度あり。

(4) 相談方法

① 相談時間 9時～24時(年末年始を除く)

② 相談専用電話 092-762-0799

③ 相談体制 常時2名体制(24名が交替で対応)

※ 相談員は、相談経験や精神保健福祉士などの資格を有している者で、専門的研修を受講済み

(5) 運営体制

専門性と活動実績を有する公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターと協働で運営。同センターと県、警察、弁護士、医師等で構成する運営会議を設置し、関係機関が連携して支援。

(6) 協力医療機関との連携

受診に際して、被害者の心情に配慮した対応や公費支出の対応など、県の性暴力被害者支援に協力いただける13つの医療機関（協力医療機関）と連携。

2 相談受理状況（期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

(1) 電話相談

相談件数・・・429件　　＜月平均36件＞

【被害別】

強姦	強制わいせつ	性的強要 (注1)	その他の被害 (注2)	問合わせ等 (注3)	計
115	45	109	21	139	429件

注1) 性的強要・・・強姦・強制わいせつに至らない（暴行・脅迫を伴わない）性的事案

注2) その他の被害・・・性的事案以外

注3) 問合わせ等・・・センターの支援内容・制度の問合わせなど

【相談時間帯別】

9時～16時	16時～20時	20時～24時	計
217	130	82	429件

【被害者年代別】

相談件数429件に係る相談者は236人、そのうち年齢が把握できたのは163人（約7割）。内訳は、10代以下：19％、20代：34％、30代：20％、40才以上：27％。

(2) 直接支援（面接相談、付添など、電話相談以外の支援）

支援件数・・・57件　（実人員17人）

面接相談	付添					弁護士 相談 (※)	カウンセ リング (※)	計
	医療 機関(※)	警察署	裁判所 検察庁	弁護士 事務所	行政 窓口			
17	4	9	11	5	1	9	1	57件

(3) 公費支出（※）

被害直後の被害者への公費支出件数・・・14件　（実人員12人）

医療費	弁護士相談（注）	カウンセリング（注）	計
4	9	1	14件

注）カウンセリング1件及び弁護士相談3件は、内閣府「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」による実施（急性期を過ぎた被害者への支援）